

令和5年度第2回成田市健康づくり推進協議会会議録

1 開催日時

令和6年3月28日（木） 午前9時30分～11時

2 開催場所

成田市赤坂1-3-1

成田市保健福祉館 多目的ホール

3 出席者

（委員）

根本委員、野内委員、木内委員、里見委員、
菱川委員、小松委員、加藤委員、加瀬林委員

（事務局）

高橋健康こども部長、飯田健康増進課長、柴田課長補佐、萩原主幹
森係長、田中係長、三宅係長、小池主事

4 欠席者

萬谷委員、京増委員

5 会長あいさつ

6 健康こども部長あいさつ

7 4月からの組織体制の変更について

8 議題

- ① 議案第1号 いのち支える成田市自殺対策計画の策定について
- ② 議案第2号 令和6年度 健康推進部（健康増進課・地域医療政策課）事業計画（案）について

9 議事（要旨）

① 議案第1号 いのち支える成田市自殺対策計画の策定について

いのち支える成田市自殺対策計画の策定について、三宅係長から説明を行った。

三宅係長：

議案第1号、①「いのち支える成田市自殺対策計画の策定」について、ご説明申し上げます。

配布資料「いのち支える成田市自殺対策計画」1ページ目、計画の趣旨を記載しておりますが、本計画は、自殺対策基本法に定められた「市町村自殺対策計画」として、国の「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、市の実情に応じた総合的な自殺対策の施策を策定するものでございます。

これまで本市では、「成田市健康増進計画」において、休養とこころの健康づくりを基本施策として、自殺対策基本法を踏まえた自殺予防に対する取り組みを進めてまいりましたが、本市における現状の把握と分析により、自殺対策の施策をさらに発展させるため、「成田市自殺対策計画」を策定することといたしました。

2ページ、「（5）計画の期間」でございますが、本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。これは、健康増進課で所管しております「健康増進計画」の計画期間が、令和8年度までとなっており、健康づくりに関する計画との整合と連携を図るため、次期計画の策定期間に合わせたことによるものです。

4ページをご覧ください。

「2. 本市における自殺の現状」としまして、本市の自殺者の状況を掲載しております。

「（1）自殺者数・自殺死亡率の推移」として、平成25年以降の本市の推移を記載しておりますが、近年はやや増加傾向となっております。

5ページ、（2）では、平成29年から令和3年までの平均による性別・年代別の状況、6ページ、（3）では、過去5年間の原因・動機別の状況、7ページ、（4）では本市の主な自殺者の特徴を掲載しております。

本市の自殺の特徴ですが、記載にありますとおり、一般社団法人「いのちを支える自殺総合対策推進センター」が作成する「地域自殺実態プロファイル2022」において示されたものとなっております。特徴は、性別、年代、職業、同居人の有無で区分され、市において自殺者数が多い5つの区分が、表のとおり示されています。本市では「60歳以上男性 無職 同居家族あり」の区分が最も多く、以下表のとおりとなっておりますが、区分の順位に関しまして、自殺者数が同数である場合は、10万人あたりの自殺死亡率の高い区分を上位としています。

続きまして、8ページをご覧ください。

「3. 自殺対策における取り組み」の「(1) 基本理念」であります。基本理念は国の大綱を踏まえ、自殺対策の本質が、生きることの支援にあることを確認し「いのちを支える自殺対策」という理念のもと「誰も自殺に追い込まれることのない成田市」としております。

次に、計画の目標数値でございますが、国では、令和8年までに自殺死亡率を平成27年との比較で、30%以上減少させることを目標として定めていることから、市の目標数値につきましては、平成26年から28年までの平均自殺死亡率を基準値として、本計画の最終年の令和6年から8年までの平均自殺死亡率を11.5以下にすることとし、国と同様、基準値から30%の減少を数値目標に設定いたしました。

なお、自殺死亡率でございますが、記載にありますとおり、人口に対する自殺者数の割合に10万をかけて算出した、人口10万人あたりの数値となっております。

「(3) 計画の体系」であります。5つの基本施策と3つの重点施策を組み合わせて、地域の特性に応じた施策を推進することとしております。

5つの基本施策につきましては、「いのちを支える自殺総合対策推進センター」が、都道府県・市町村の計画策定のために作成した「地域自殺対策政策パッケージ」において、全国的に実施することが望ましいとされる施策として、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材育成」「住民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進」の5つの項目を基本施策に位置付けています。

また、「重点施策」につきましては、本市の特徴として示された上位3区分の自殺者の特性などを基に、「地域自殺実態プロファイル」において推奨された「高齢者対策」「生活困窮者対策」「無職者・失業者対策」の3項目を重点施策と位置付けております。

基本施策および重点施策では、それぞれ関連する事業を、基本施策あるいは重点施策に対する取組と位置付け、計画最終年にあたる令和8年度までの指標を設定しております。

9ページ、(4)より、各基本施策の取組を掲載しております。

「基本施策1 地域におけるネットワークの強化」では、社会的包括支援を受けることのできる環境を整備するための行政、関係機関との連携強化に取り組むとしております。

11ページ、「基本施策2 自殺対策を支える人事育成」では、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要となりますので「気づき」のための人材育成に取り組むとしております。

12ページ、「基本施策3 住民への啓発と周知」では、自殺に追い込まれ

てしまう危機に陥ってしまった人の気持ちや背景への理解を深め、心の健康に関する正しい知識の普及啓発について取り組むとしています。

13ページ、「基本施策4 生きることの促進要因への支援」では、自殺リスクを低減させるため、自殺対策と関連の深い様々な分野の取組を幅広く推進するとしています。

14ページ、「基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進」では、困難やストレスに直面した児童生徒が大人に助けを求めることのできる相談体制の充実に取り組むとしています。

15ページ(5)より、各重点施策を掲載しております。

「重点施策1 高齢者対策」では、高齢者特有の課題を踏まえ、高齢者に即した包括的な支援を推進するための、居場所づくりや社会参加、地域の見守りなどに取り組むとしています。

16ページ、「重点施策2 生活困窮者対策」では、生活困窮者による自殺を防ぐための、生活扶助等の経済的な支援に加えて、就労支援や心身面の疾患に対する治療等の支援など、包括的な支援を推進するとしています。

17ページ、「重点施策3 無職者・失業者対策」では、自殺のリスクの高い無職者・失業者に対して、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制の構築に取り組むとしています。

19ページからは相談先一覧、計画の推進体制、資料編となっております。

以上、雑駁でございますが、「いのち支える成田市自殺対策計画」についての説明とさせていただきます。

原案どおり承認

② 議案第2号 令和6年度 健康推進部（健康増進課・地域医療政策課）事業計画（案）について

令和6年度健康推進部（健康増進課・地域医療政策課）事業計画（案）について、健康増進課分は三宅係長から、地域医療政策課分は森係長から説明を行った。

三宅係長：

私の方からは、健康推進部事業計画（案）のうち、健康増進課事業についての説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

健康づくり推進事業のうち、健康づくり推進協議会でございます。本日、お集まりの皆さまに委員としてご協力いただいておりますが、本協議会は「成田

市健康づくり推進協議会条例」に基づいて市民の健康づくり対策を積極的に推進するために設置されており、会議については、例年7月と3月、年2回開催させていただいております。

また、本協議会の委員の皆さまには、本日の推進協議会の後に開催いたします「健康・福祉まつり実行委員会」の委員も兼ねていただいております、この実行委員会は健康づくり推進協議会に併せて7月と3月に開催をしております。

次に、4段目、健康・福祉まつりでございます。

健康・福祉まつりは、健康づくりに関する知識の普及、保健福祉に関する団体の紹介などを目的に、これまでに18回開催をしております。令和2年度から5年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響などにより中止となりましたが、令和6年度は市政施行70周年の年でもありますことから、開催に向け準備を進めていきたいと考えており、この後開催いたします実行委員会において、日程についてお諮りさせていただきます。

動画配信による健康教育につきまして、昨年度まで記載のありました、地区保健推進員による地区活動についてですが、地区保健推進員は市民の健康づくりのために様々な啓発を実施する有償ボランティア団体として活動し、市は育成講座を開催するなど支援を行ってまいりました。しかし、高齢化などの理由から、団体を離れる人が多く、新たな担い手が確保できず、減員に歯止めがかからない状況から、令和4年度及び5年度は地区保健推進員の在籍数が1名となり、活動が困難となったため、廃止せざるを得ない状況となってしまいました。

影響といたしましては、健康づくりに関する情報及び意識向上のための普及啓発の機会が減少してしまうことですが、現在行っている、保健師や栄養士、歯科衛生士等専門職が行う健康教室や、健康教育活動に加え、今後の取組といたしまして、国の指針である健康日本21の3次計画にある、多様化する社会における働く世代や、無関心層を含めたより多くの市民に対してのアプローチとして、動画配信などいつでも参加できるSNSを活用した啓発活動を新たに行う予定でございます。

2ページをご覧ください。

がん患者の精神的・経済的な負担を軽減するとともに、社会生活を支援するため、令和4年度からがん患者等支援事業を開始しております。

がん患者補整具等購入費等助成につきましては、これまで「がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成」として、がんの治療に伴う脱毛又は乳房の切除などに対処するための補整具の購入やレンタルの費用の一部を助成していたものを、令和6年度からはウィッグ、胸部補整具に加え、身体の外表面に取り付ける人工のボディパーツであるエピテーゼを対象とし、名称も「がん患者補整具等購入費等助成」と変更いたしました。

ウィッグの購入又はレンタルについては、3万円を上限とし、胸部補整具の購入については2万円、エピテーゼについては5万円を上限として助成いたします。

次に、免疫消失児等任意予防接種費助成につきましては、骨髄移植や小児がんの治療により、すでに受けた定期予防接種の免疫が低下または消失し、医師から再度予防接種を受ける必要があると判断された20歳未満の方に対し、再接種費用を助成いたします。

さらに、令和6年度から、新たながん患者支援事業といたしまして、若年がん患者療養費助成を行います。若年がん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう、在宅医療に必要なサービスの費用に対し助成を行うもので、対象を在宅の40歳未満の者であって、がんの末期の方を対象に、訪問介護・訪問入力介護・福祉用具貸与・福祉用具購入に対する助成を行います。

助成額は利用したサービスに要した月額費用の合計額に10分の9を乗じた額とし、5万4千円を、生活保護受給者の場合にあっては、10分の10を乗じた額とし、6万円を限度といたしました。

3ページをご覧ください。

一部新規と記載のあります「特定不妊治療に係る先進医療費助成・不育症治療費等費用助成制度」について、令和6年度より、特定不妊治療に係る先進医療費助成を開始いたします。特定不妊治療が令和4年4月1日から保険診療となったことにより、県の助成が令和5年9月30日をもって終了し、市の助成につきましても、県の廃止に伴い、令和7年3月31日で申請期間が終了します。一方で、保険診療と併用して行う先進医療は、全額自己負担となっている状況であるため、市独自の措置として来年度より助成を行うことといたしました。助成額は特定不妊治療と合わせて受けた先進医療に要した費用の10分の7に相当する額とし、1回の治療につき5万円を上限といたします。

4ページをご覧ください。

新規事業といたしまして、令和5年9月27日より、妊娠の確認のために医療機関に受診した際に発生する初回産科費用について上限1万円まで助成する「初回産科費受診費助成」を開始いたしました。対象者は、本市に住民登録があり、市民税非課税世帯に属する者、又はこれと同等の所得水準であると認められる者となります。低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、本事業で把握した支援が必要な妊婦に対しては、適切な支援が提供されるよう、関係機関との連絡調整を行い、連携を図ってまいります。

次に母親学級における、妊婦及び夫またはその家族に対するミニ講座及び調理実習についてご説明いたします。食生活に関し、妊娠期から大切な栄養を学んでもらうことを目的に、令和5年度から開始しております。育児は母親だけ

でなく、父親にも積極的に参加してもらうことが重要であることから、対象者を妊産婦のみでなく、その家族も一緒といたしました。

続きまして、9ページをご覧ください。

成人保健事業といたしまして、各種健康相談事業について記載がございますが、一般健康相談につきまして、令和6年度からジェネリック医薬品、健康食品、市販薬、飲み合わせなど薬剤に関する相談について、薬剤師による健康相談を実施することといたしました。医師による健康相談を3日、薬剤師による健康相談を2日予定いたしました。

少し飛びまして、12ページをご覧ください。12ページから16ページまでが健康診査事業及び各種がん検診事業でございます。

令和6年度の計画の変更点としましては、まず、集団検診において、大腸がんを除くすべてのがん検診について予約制を導入いたしました。また、午後の時間帯も設定し、胃がん検診を受けない方は午後の検診を選べるようにいたしました。

個別検診につきましては、これまで60歳以上を対象としておりましたが、個別検診を健康診査・がん検診ともに、40歳以上といたしました。市内契約医療機関で実施します個別健診は、5月から12月までを予定しております。

16ページをご覧ください。

成人歯科検診につきましては、令和4年度から5年度にかけて、国が実施する歯科健康診査推進事業のモデル事業を活用し、特に受診率の低い年齢を対象とした受診勧奨を行い、受診率向上に効果が見られましたことから、令和6年度も同様に受診勧奨を行います。

健康増進課における事業計画案についての説明は以上になります。

森係長：

続きまして、健康推進部事業計画（案）のうち、地域医療政策課が所掌する事業についての説明をさせていただきます。

18ページをご覧ください。

上段の表になりますが、地域医療対策事業でございます。

本事業は、市民の健康と初期救急医療体制を守り、救急医療の充実を図ることを目的に実施しており、来年度につきましても、初期救急医療体制の維持・確保のため「救急医療体制整備負担金」を交付するなど、引き続き地域医療体制の充実を図ってまいります。

次に、看護師等修学資金貸付事業でございます。

本事業は平成25年度から開始した事業となりまして、看護学校等に在学する学生で、看護学校等を卒業後、正規の修学年数以上、成田市内の病院に看護師等として勤務しようとする学生に対し、月額5万円を限度に無利子で修学資

金を貸し付け、市内における看護師等の確保及び地域医療環境の充実に資することを目的としております。令和5年度の申請の状況につきましては、2月末時点で87名となっており、令和4年度の65名と比べますと、20名以上の増加となっております。令和6年度につきましても、予算の範囲内を貸付の上限として、120名分の予算を計上しております。

なお、卒業生の就職状況であります。令和4年度は卒業生68名の内、62名、率にしますと約91%の方が市内の病院に就職しており、市内病院の看護師等の確保に一定の役割を果たしていると考えております。

次に19ページをお開きください。

医療相談ほっとライン事業でございます。

本事業は24時間フリーダイヤルにより医師、保健師等の専門家により無料で健康・医療・子育てなどのアドバイスが受けられる事業であり、平成22年5月から実施している事業でございます。例年、年間9,000件以上の相談が寄せられているところでございます。

次に、中段の表になりますが、急病診療所管理運営事業でございます。

成田市急病診療所は、本市における夜間、日曜・祝日、年末年始などの初期医療体制を担うことを目的に設置されたもので、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の皆様の協力を得て・内科・小児科・外科・歯科の診療を行っております。

なお、急病診療所は、ここ数年新型コロナウイルス感染症対策として、インフルエンザの検査等を中止しておりましたが、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、発熱患者等の診察に際し、必要に応じて新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの検査を行う診療体制に移行しております。

次に、20ページをご覧ください。

中段の表、骨髄等移植ドナー等助成制度でございます。

本事業は平成30年度からの事業で、骨髄等を提供したドナーと、国内の事業所においてそのドナーを雇用する事業者に対して助成金を交付することにより、骨髄等を提供しやすい環境を整備し、骨髄等の移植の推進とドナー候補者の登録の推進を図ることを目的として実施しており、今年度は、事業所への助成が1件となっております。助成額はドナーにつきましては、移植に伴う通院や入院1日あたり2万円で上限14万円、事業者についてはドナー休暇1日あたり1万円で上限7万円となります。

次に22ページをご覧ください。予防接種事業でございます。

本事業は、感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するために各種予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること、また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的に実施しております。

それでは、主なワクチンについてご説明いたします。

令和6年度に新たに定期接種に位置付けられたワクチンといたしましては、5種混合ワクチンがございます。このワクチンは、現在定期接種に位置付けられている4種混合ワクチンにH i b（ヒブ）ワクチンを加えたものでございます。令和6年4月1日以降に使用するワクチンは、5種混合ワクチンが基本となりますが、当面の間は、4種混合ワクチンも使用することが可能となっております。

次に24ページをご覧ください。

ヒトパピローマウイルス感染症による子宮頸がんを予防するHPVワクチンのキャッチアップ接種でございます。キャッチアップ接種が、定期接種の積極的勧奨が控えられていた期間に接種を逃した方への救済措置であることから、すべての対象者へ、令和7年3月末日に無料接種が終了することなどを含め、正しい情報をお知らせすることができるよう、令和4年度・令和5年度と同様、ホームページや広報なりたなどで周知をするほか、キャッチアップの接種勧奨はがきを送付するなど、効果的な周知に努めてまいります。

なお、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、令和6年度より、予防接種法のB類疾病として位置付け、65歳以上の高齢者や60歳から64歳までの一定の機能障害を有する方などを対象に定期接種となる予定ですが、詳細が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

以上で、令和6年度健康推進部（健康増進課・地域医療政策課）の事業計画案についての説明とさせていただきます。

原案どおり承認

10 傍聴者

傍聴者 0人